

令和 8 年 2 月
福岡出入国在留管理局那覇支局

任期付採用職員の募集について

1 採用内容

産休代替任期付職員

(1) 採用人数

1 名

(2) 採用予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 1 2 日まで

※ 上記期間は、産前産後休暇取得中（又は取得予定）の職員それぞれの産休期間に応じたものであるが、産休代替任期付職員として勤務する間にその職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き育休代替任期付職員として再採用される可能性がある

2 業務内容

出入国在留管理行政に関する一般事務

3 勤務条件

(1) 勤 務 地：福岡出入国在留管理局那覇支局

沖縄県那覇市樋川 1 丁目 1 5 番 1 5 号 那覇第一地方合同庁舎

(2) 勤務時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（休憩時間：1 2 時～1 3 時）

土・日及び祝日、年末・年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く

(3) 休 暇：年次休暇、その他の休暇（忌引等）は、常勤職員に準ずる

(4) 給 与 等：1 9 5, 8 0 0 円以上

学歴・職歴等を考慮の上、決定する

通勤手当は、常勤職員に準じて支給

月の途中の採用又は退職の際は、日割りで支給する

期末・勤勉手当は、常勤職員に準ずる（※）

※ 引き続き育休代替任期付職員として再採用された場合に限る

(5) 保 険：法務省共済組合に加入

(6) 退 職：①分限免職

常勤職員に準ずる

②退職金

6 か月以上勤務した場合は、支給の対象となる（※）

※ 引き続き育休代替任期付職員として再採用された場合に限る

4 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

- (1) 窓口又は電話での対応経験のある者
- (2) 英検 3 級程度の英会話能力を有する者
- (3) パソコン操作能力（ワード、エクセル等）を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する者は、応募不可

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条に規定される次のいずれかの項目に該当し国家公務員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6 の規定による定年年齢に達している者

5 応募方法

以下の書類を下記問合せ先宛て、郵送又は持参（2 月 27 日（金）必着）

- (1) 履歴書（写真貼付） 1 通
- (2) 職務経歴書 1 通

6 選考方法

- (1) 第一次試験
書類選考
- (2) 第二次試験（書類選考に合格した者のみ）
面接・作文
- (3) その他
 - 応募により取得した個人情報、採用事務手続以外の目的で利用することはありません。
 - 提出いただいた履歴書等の返却はいたしませんので、予めご了承ください。不合格の場合は責任をもって破棄いたします。

【問合せ先】

福岡出入国在留管理局那覇支局総務課総務係（中園、百名、島袋）

住所：〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号
那覇第一地方合同庁舎 8 階

電話：098-832-4185